

○農林水産省告示第二百二十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百九条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める率を次のように定める。

令和五年二月九日

農林水産大臣 野村 哲郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 令和元年十二月二十三日農林水産省告示第千六百九十八号（農業保険法施行規則第百九条の農林水産大臣が定める率を定める件）は、廃止する。
- 3 この告示は、令和五年四月一日以後に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係については、なお従前の例による。